



○公 告

豊科赤十字病院労働組合から福利厚生施設の改善等の要求に関して、平成14年3月14日以降、豊科赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

○公 告

長野県医療労働組合連合会から賃金引き上げ等の要求に関して、平成14年3月14日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諏訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、上伊那医療生協労働組合、北長野医院労働組合、長野県厚生連労働組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

労 政 課

## ○公 告

平成13年12月27日付けで公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出について、次のとおり取下書の提出があった。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 取下げがあった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド穂高店  
南安曇郡穂高町穂高1776ほか
- 2 取下げがあった大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
㈱ヤマダ電機  
群馬県前橋市日吉町4-40-11
- 3 取下げ年月日  
平成14年2月22日

産 業 振 興 課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友更埴南店、ドラッグてらしま更埴南店  
更埴市寂蒔522-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

寺島薬局(株)

茨城県つくば市天久保2-17-5

## 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

寺島薬局(株)

茨城県つくば市天久保2-17-5

## 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年10月14日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,981平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| (1) 駐車場の収容台数     | 113台      |
| (2) 駐輪場の収容台数     | 47台       |
| (3) 荷さばき施設の面積    | 240平方メートル |
| (4) 廃棄物等の保管施設の容量 | 52立方メートル  |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 6か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前2時から午後8時まで

## 8 届出年月日

平成14年2月13日

## 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

## 10 縦覧の期間

平成14年3月7日から平成14年7月8日まで

## 11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)  
様式第8号による。

## 12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形ショッピングセンター北棟

東筑摩郡山形村字大池原359-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更しようとする事項

## (1) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) (株)巴屋 (株)カワカミ	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	24時間営業

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後11時15分まで	24時間利用

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前5時から午後8時まで	午前5時から午後8時まで 〔一部については午後8時から午前7時まで〕

## 4 変更する年月日

3の(1)については、平成14年10月18日

その他の事項については、平成14年3月8日

## 5 届出年月日

平成14年2月18日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年3月7日から平成14年7月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産 業 振 興 課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリツプラザ松本

松本市大字芳川村井町字中村1225-3 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)サンリツ

諏訪市大和3-3-26

## 3 変更しようとする事項

## (1) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) ジャスコ(株) (株)カワカミ	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時	24時間営業

## (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後11時15分まで (一部については24時間利用)	午前6時から午後11時15分まで 〔一部については24時間利用 一部については午前6時から午前 1時30分まで〕

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前5時から午後8時まで	午前5時から午後8時まで 〔一部については午後8時から午前 7時まで〕

## 4 変更する年月日

3の(1)については、平成14年10月8日

その他の事項については、平成14年3月1日

## 5 届出年月日

平成14年2月8日

## 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年3月7日から平成14年7月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形ショッピングセンター北棟

東筑摩郡山形村字大池原359-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(変更前)

名 称	住 所
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)巴屋	松本市中央1-2-22
(株)藤屋	松本市平田東1-10-7

(変更後)

名 称	住 所
イオン(株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)巴屋	松本市中央1-2-22
(株)カワカミ	塩尻市大門8-6-1

## 4 変更した年月日

平成13年10月21日

## 5 届出年月日

平成14年2月18日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

## 7 縦覧の期間

平成14年3月7日から平成14年7月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）  
様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

## ○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 都市計画の種類及び名称

箕輪都市計画下水道 箕輪町公共下水道



## 2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部下水道課及び上伊那郡箕輪町役場

下水道課

## ○公 告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 組合の名称

東後町・権堂町A地区市街地再開発組合

## 2 事務所の所在地

長野市大字鶴賀字腰巻2359-5

## 3 事業施行期間

平成14年2月27日から平成17年10月31日まで

## 4 施行地区

長野市大字長野字後町18-1、18-ロ、19-1、20-1、21-1、22-1、24-1  
及び大字鶴賀字腰巻2324-1、2328、2329-1、2329-2、2329-3、2330、2331、  
2332-1、2332-2、2332-3、2332-4、2333-1、2333-2、2333-3

## 5 設立認可の年月日

平成14年2月27日

## 6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 7 公告の方法

東後町・権堂町A地区市街地再開発組合の事務所に掲示して行う。

## 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成14年4月6日まで

建築管理課

## ○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成14年3月7日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 更埴市大字八幡3004-73、74  
(2) 建築主氏名 更埴市西部土地改良区 理事長 西 澤 茂  
(3) 用途地域 第一種低層住居専用地域  
(4) 敷地面積 655.00平方メートル  
(5) 主要用途 揚水施設及び管理事務所  
(6) 構造及び階数 鉄骨造、地上2階建て  
(7) 工事種別 増築  
(8) 規 模

	申請部分	申請以外 の部分	合 計
建築面積	84.05㎡	105.46㎡	189.51㎡
延べ面積	158.66㎡	147.40㎡	306.06㎡

- (9) 建ぺい率 28.93パーセント 容積率 46.72パーセント

2 日 時 平成14年3月18日(月) 午前11時

3 場 所 更埴市役所 301会議室

建築管理課

○公 告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年3月7日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社山登工務店	上田市大字上田2580番地10	平成14年2月26日
株式会社二幸建設	上田市緑が丘2丁目9番4号	平成14年2月26日
浅間設備株式会社	上田市大字古里1989番地13	平成14年2月26日

水 道 課